

安全データシート

1. 化学品及び会社情報

化学品の名称	キセノン	
化学名	キセノン(Xenon)	
ガスコード	221	
会社名	高千穂化学工業株式会社	
住所	〒194-0004 東京都町田市鶴間 1557	
担当部門	品質保証課	
連絡先	Tel; 042-796-5501	FAX; 042-799-2717
整理番号	TKSD-00221G	
緊急連絡先	町田工場 保安統括者 Tel; 042-796-5501	
推奨用途及び使用上の制限	化学物質の製造原料用等、工業用に使用する。 医療用、食品添加物等に使用してはならない。	
作成日	2015年10月01日	改訂日

2. 危険有害性の要約

重要危険有害性及び影響	高圧ガス:熱すると爆発のおそれ	
GHS分類	:	
物理化学的危険性	高圧ガス	圧縮ガス
健康に対する有害性	情報なし	
環境に対する有害性	分類できない	

記載がないものは分類対象外または分類できない

GHSラベル要素

絵表示



注意喚起語	警告
危険有害性情報	H280 高圧ガス:熱すると爆発のおそれ
注意書き	
[安全対策]	情報なし
[応急措置]	情報なし
[保管]	P410+P403 日光から遮断し、換気のよい場所で保管すること。
[廃棄]	情報なし
GHS分類に該当しない 他の危険有害性	キセノン濃度が高く酸素濃度が低い環境で呼吸すると窒息する事があります。

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区别	化学物質
化学名又は一般名(化学式)	キセノン(Xe)

成分及び含有量:

化学物質	CAS No	分子量	官報公示番号		成分濃度
			化審法	安衛法	
キセノン	7440-63-3	131.3	-	-	99.99%以上

4. 応急措置

- 吸入した場合**
- : 呼吸が困難な場合には、空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
 - : 気分が悪い時は、医師に連絡すること。
 - : 皮膚刺激が生じた場合、医師の診断、手当を受けること。
 - : 水で数分間注意深く洗うこと。
 - : 眼刺激が持続する場合は、医師の診断、手当を受けること。
 - : この化学物質は常温で気体なので該当しない。
 - : 空気中の濃度が高いと酸素の欠乏が起り、意識喪失または死亡の危険を伴う。
 - : 被災者が物質を飲み込んだり、吸入したときには口対口法を用いてはいけない；逆流防止のバルブのついたポケットマスクや他の適当な医療用呼吸器を用いて人工呼吸を行う。
- 皮膚に付着した場合**
- 目に入った場合**
- 飲み込んだ場合**
- 予想される急性症状／遅発性症状**
- 応急措置をする者の保護**

5. 火災時の措置

- 消火剤**
- : 粉末消火器、炭酸ガス、水、泡剤(周辺火災にあわせる)
 - : 情報なし。
- 使ってはならない消火剤**
- : 火災を発見したら、先ず部外者を安全な場所へ避難させる。
 - : 保護具着用の上、風上より消火作業を行う。
 - : 緊急遮断弁を閉止し、ガスの供給を止める。
 - : 周辺火災を速やかに消化する。
 - : 散水により容器及び周辺を冷却する。
 - : 消火後は直ちに容器弁およびロッキンキャップを静かに増し締めし、ガスの漏洩を停止させる。散水により容器を冷却する。
 - : 容器は火災に包まれると、内圧が上昇し破裂したり、安全栓が作動しガスの噴出する恐れがあるため以下の措置が必要である。
 - : 容器の移動が可能であれば、速やかに安全な場所へ移動させる。
 - : 移動が困難な場合は、容器及び周囲に散水し、容器の破裂を防止する。
 - : 消火を行う者は、陽圧自給式空気呼吸器、耐火手袋、耐火服等の保護具を着用する。
- 火災時の特有の有害危険性**
- 消火を行う者の保護**

6. 漏出時の措置

- 漏洩の場合**
- : 漏洩を発見したら、先ず部外者を安全な場所に避難させ、換気を行う。
 - : 酸欠の恐れがある場合の処理作業は陽圧自給式空気呼吸器を使用する。
 - : 配管からの漏洩の場合には、容器最近接の緊急遮断弁を閉止しガスの供給を止める。
容器からの漏洩の場合、容器弁を締め漏洩を止める。
 - : 容器からの漏洩が止まらない場合、漏洩部近傍を局所フードで排気する。漏洩容器を安全な場所に移動させ、販売業者・製造業者に連絡し指示を受ける。
 - : 移送中で漏洩が止まらない場合、開放された安全な場所に搬出し、部外者が立ち入らないよう周囲を監視しながら、製造業者または販売業者に連絡して指示を受ける。
 - : 漏洩ガスを大量に吸入しないようにする。
 - : 酸欠の恐れがある場合の処理作業は陽圧自給式空気呼吸器を使用する。
 - : 情報なし
 - : 空気中の酸素濃度が漏洩したガスにより低下するので、通常の空気の酸素組成になるよう、充分換気をおこなう。
- 人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置**
- 環境に対する注意事項**
- 回収、中和、封じ込め**
- 及び浄化の方法・機材**

7. 取扱い及び保管上の注意

- 取扱い上の注意**
- : 作業者の安全・周辺の環境維持のため漏洩しない構造の設備を使用して取り扱う。
 - : 容器弁等の操作は丁寧に行い、過大な力を掛けない。
 - : 容器を転倒させる、落下させる、衝撃を加える、引きずる等の乱暴な取扱いをしない。
 - : 転倒・転落防止措置を講ずる。
 - : 使用済みの容器は、圧力を残した状態で、弁を閉め、出口キャップを締め込み、保護キャップを取り付ける。
 - : ガスを容器から取り出す場合は、必ず減圧弁を用いる。
 - : ガスを吸入しないように、できるだけ風上から作業する。
 - : 適切な換気を行って、作業環境の酸素濃度の低下に注意する。
 - : 作業環境及び周辺の環境へ影響を与えないよう適切な換気装置を使用する。
- 保管上の注意**
- : 高圧ガス保安法に定められた方法により貯蔵する。
 - : 充填容器、残ガス容器のいずれであっても所蔵所に保管する。
 - : 容器は40°C以下の温度に保ち直射日光の当たらない換気良好な乾燥した場所に保管する。
 - : 容器はベルト、ロープ又は鎖等で、転倒を防止し保管する。

8. ばく露防止及び保護措置

- 設備対策** : 局所排気装置、換気装置の設置
許容濃度 : 日本産業衛生学会(2014年) : 設定されていない
ACGIH(2014年) TLV-TWA : 設定されていない

保護具

- | | |
|-------------------|--------------------------|
| 呼吸器の保護具 | : 陽圧式自給式空気呼吸器(緊急時) |
| 手の保護具 | : ゴム又は革手袋(通常時)、保護手袋(緊急時) |
| 目の保護具 | : 安全ゴーグル(緊急時) |
| 皮膚及び身体の保護具 | : 安全靴(通常時)、耐火服等(火災時) |

9. 物理的及び化学的性質

- | | |
|---------------------|--|
| 外観 | : 無色の気体 |
| 臭い | : 無臭 |
| pH | : 情報なし |
| 融点・凝固点 | : -111.8°C |
| 沸点、初留点 | : -108.1°C |
| 及び沸騰範囲 | |
| 引火点 | : 情報なし |
| 燃焼性(固体、ガス) | : 情報なし |
| 燃焼又は爆発範囲 | : 情報なし |
| の上限／下限 | |
| 蒸気圧 | : 情報なし |
| 蒸気密度 | : 5.887g/l (0°C、1atm) |
| 比重(相対密度) | : 4.53 (空気=1、1atm) |
| 溶解度 | : 水に対し 12.4cm ³ /100g (1atm、20°C) |
| オクタノール／水分配係数 | : 情報なし |
| 自然発火温度 | : 情報なし |
| 分解温度 | : 情報なし |
| 燃焼性(固体、ガス) | : 不燃性 |

臨界温

10. 安定性及び反応性

- 反応性・化学安定性** : 安定。通常の条件では反応しない。

危険有害反応可能性	
避けるべき条件	: 高温、衝撃
混触危険物質	: 情報なし
危険有害な分解生成物	: 情報なし

11. 有害性情報

: 情報なし。

12. 環境影響情報

: 情報なし

13. 廃棄上の注意

- : 容器は廃棄せず、製造業者に返却する。
- : 消費設備からの排気ガスは次の処置を行う。
 - ・空気中の酸素濃度の低下に注意して大気置換を行う。

14. 輸送上の注意**危険物輸送に関する国連分類及び国連番号**

国連分類	: クラス 2.2(高圧ガス)
国連番号	: 2036
品名	: キセノン

国内規制**陸上輸送**

高圧ガス保安法	: 第2条(圧縮ガス)
道路法	: 施行令第 19 条の 13「通行を制限できる物質」

海上輸送

港則法	: 施行規則第 12 条(危険物公示:高圧ガス)
船舶安全法	: 危規則第 3 条危険物告示別表 2 高圧ガス

航空輸送

航空法	: 施行規則第 194 条危険物告示別表第 2 高圧ガス
------------	------------------------------

特別の安全対策

- : 高圧ガス保安法に準拠して輸送する。
- : 移動時の容器温度は、40°C以下に保つ。
特に夏場はシートをかけ温度上昇の防止に努める。
- : 充填容器に衝撃が加わらないように、注意深く取り扱う
- : 移動中の容器の転倒、バルブの損傷等を防ぐための必要な措置を講ずる。
- : 消防法で規定された危険物と混同しない。
- : イエローカード、消化設備及び応急措置に必要な資材、工具を携行する。

15. 適用法令

高圧ガス保安法	: 第 2 条(圧縮ガス)
道路法	: 施行令第 19 条の 13(車両の通行の制限)
船舶安全法	: 危規則第 3 条危険物告示別表第 2(高圧ガス)
港則法	: 施行規則第 12 条(危険物告示:高圧ガス)
航空法	: 施行規則第 194 条危険物告示別表第 2 高圧ガス

16. その他の情報

参考文献

- 1) 化学物質総合情報提供システム(CHRIP) (独)製品評価技術基盤機構ホームページ(2015)
 - 2) 2014 ACGIH TLVs and BEIs
 - 3) 「許容濃度の勧告(2014年)産業衛生学会
 - 4) 国際連合(2013)『改訂5版 化学品の分類及び表示に関する世界調和システム(GHS)付属書3』(仮訳).
- 注) · 本 SDS 記載内容のうち、含有量、物理化学的性質等の値は保証値ではありません。
 · 注意事項等は通常的な取扱いを対象としたもので、特殊なお取扱いの場合はその点ご配慮をお願いします。
 · 危険物有害性情報等は必ずしも十分とは言えないので、本 SDS 以外の資料や情報も十分に御確認の上、ご利用下さいようお願いいたします。
 · 本物質は労働安全衛生法 第56条若しくは第57条1項に規定された表示の義務に該当するものではありません。そのため容器に貼付される注意ラベル(PLラベル)と本書記載のGHSラベル要素の絵文字表示は必ずしも同一のものではありません。

以上

改訂履歴

改訂日	項目	改訂内容
2015年10月01日	全体	MSDS→SDS、「化学物質等安全データシート」→「安全データシート」 JIS Z 7253:2012 準拠 整理番号の変更による新規発行